

第2回教育委員会会議

令和8年2月10日
午後3時00分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第4号

令和7年度（令和7年9月1日から同年12月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

報告 第4号

令和7年度（令和7年9月1日から同年12月31日まで）における 教職員の懲戒処分の状況について

標題について、教育長の専決により次のとおり懲戒処分を行ったので報告する。

1 報告期間

令和7年9月1日から同年12月31日まで

2 概要

期間中、4件（4名）の懲戒処分を行った。※ [] 内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
中学校	1 [1]	0 [1]	0 [0]	0 [0]	1 [2]
小学校	0 [2]	1 [2]	0 [1]	2 [0]	3 [5]
幼稚園	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合計	1 [3]	1 [3]	0 [1]	2 [0]	4 [7]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	0 [0]	1 [3]	0 [1]	2 [0]	3 [4]
一般非行関係	1 [2]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	1 [2]
交通法規関係	0 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [1]
合計	1 [3]	1 [3]	0 [1]	2 [0]	4 [7]

行為 態様	事案	職種又は補職	年齢 (性別)	処分内容 (年月日)	概要
一般 服務 関係	兼職 兼業 違反	小学校 養護教諭	26 (女性)	停職1月 (R7.9.30)	令和7年5月から6月までの間、勤務時間外に飲食店でアルバイトを計6回行い、報酬を得た。
	喫煙	小学校 会計年度任用職員	68 (男性)	戒告 (R7.11.26)	令和7年6月及び7月、出張先から勤務校へ帰る途中、勤務時間中にもかかわらず、パチンコ店に設置されている屋外喫煙所で計2回喫煙した。
	体罰・ 暴力 行為 等	小学校 主務教諭	51 (男性)	戒告 (R7.11.28)	令和6年10月、授業中に、授業内容とは関係のないことをしていた児童2名(A及びB)を指導する際、児童Aの右腕を掴み左肩を押して転倒させ、児童Bの両腕を掴み前後にゆすって怒鳴りつける体罰を行った。
一般 非行 関係	窃盗	中学校 期限付講師	30 (男性)	免職 (R7.11.28)	令和7年8月から9月までの間、勤務校の職員室及び特別支援教室教員控室において、他の教員の机の引き出しから計4回、金額にして約27万円の現金を窃盗した。

教育委員会の主な取組

- 令和7年10月及び12月、定期発行している「服務監察だより」を通じて、教職員間のセクシュアルハラスメントの防止や自転車利用等に係る啓発を行った。

セクシュアルハラスメントの防止については、ハラスメントの判断基準や性的な内容の発言・行動の具体例を示すとともに、相談体制の周知を行い、教職員が安心して働ける職場環境づくりに取り組むよう啓発を行った。

また、自転車利用については、令和6年11月の道路交通法改正に伴う自転車の酒気帯び運転への罰則の新設や、自転車運転中に携帯電話等を使用する「ながら運転」、信号無視等に対する罰則強化についても啓発を行った。
- 令和7年12月、各校園長宛てに、教職員の服務規律の確保の観点から、年末年始における教職員の綱紀保持について通達を発出した。

通達では、一つの不祥事が本市教育行政に関する信頼を大きく損なうということ強く胸に刻み、それぞれの職場・立場から服務規律の確保に努めなければならないこと明記し、具体的な遵守事項を列挙した。

また教職員一人一人が責任感を持って自律的に服務規律の確保に取り組むことは当然であるが、昨今はスマートフォン等により教職員の言動が記録される機会が増加している現状を踏まえ、一人一人が不祥事根絶への自覚と行動を徹底する必要があることについても注意喚起を行った。
- 令和7年12月、各校園長宛てに、児童生徒性暴力等の未然防止及び早期発見に向けた取組について通知を発出した。

通知では、警察庁作成の教員研修用教材を積極的に活用して研修等を実施するとともに、盗撮行為防止を目的とした施設管理者向け資料を活用し、日頃から盗撮の起きにくい環境整備に取り組むよう指示した。